**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第374号）**

**〔　宗教法人の申請書等部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和５年１月19日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、「総代会の同意書」の同意内容に係る部分を公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和２年11月19日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

　宗教法人Ａ（○○市○○○○）に係る

　・法人設立認証申請書類一式

　・規則変更認証申請書類一式

　・平成10年から令和２年分の事務所備付け書類の写し一式

　２　令和２年12月17日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を下記（１）のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、下記（２）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（３）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（１）本件行政文書

宗教法人Ａ（○○市○○○○）に係る

１．宗教法人規則認証申請書類一式（○○年○月○日認証分）

２．宗教法人規則変更認証申請書類一式（○○年○月○日認証分）

３．宗教法人規則変更認証申請書類一式（○○年○月○日認証分）

４．宗教法人規則変更認証申請書類一式（○○年○月○日認証分）

５．宗教法人法第25条第４項に基づき提出された事務所備付け書類の写し

（平成28年度分・平成29年度分・平成30年度分・令和元年度分）

（２）公開しないことと決定した部分

　　　　別表のとおり

（３）公開しない理由

ア　条例第８条第１項第１号に該当する。

　　　　　本件行政文書（非公開部分）には、法人印影、宗教法人の財産及び運営の内情に関する情報が記録されており、これを公にすると、当該宗教法人の活動の自立性を損なうこととなり、当該宗教法人の正当な利益を害すると認められる。

イ 条例第９条第１号に該当する。

　　　　　本件行政文書（非公開部分）には、宗教法人の代表役員の生年月日等及び責任役員の氏名、生年月日、住所等が記録されており、これらの情報は個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

３　令和３年２月18日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定における公開しないことと決定した部分のうち、以下の箇所の非公開とした部分開示に係る決定を取り消す、との決定を求める。

　　①宗教法人「Ａ」責任役員会議事録（○○年○月○日付け）の議題及び議事の経過（以下「本件係争情報１」という。）

　　②宗教法人「Ａ」総代会議事録（○○年○月○日付け）の議題及び議事経過（以下「本件係争情報２」という。）

　　③宗教法人「Ａ」総代会の同意書（○○年○月○日付け）の同意内容（以下「本件係争情報３」という。）

　　④規則変更理由書（○○年○月○日付け）の規則変更理由（以下「本件係争情報４」といい、本件係争情報１、本件係争情報２、本件係争情報３及び本件係争情報４を合わせて「本件係争情報」という。）

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　 審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

　　　公開文章のうちの、○○年○月○日付け宗教法人変更認証申請に係る添付書類の部分である。宗教法人法（昭和26年法律第126号）による当該認証行為は、所轄官庁である大阪府の行った「認証」行為であるが、これは、宗教法人法に定める宗教団体に該当すること、規則・手続が法令に適合していること等を、公の権威をもって確認するものである。

　　　したがって、大阪府が、法の要件が備えられていると認めた時は、裁量の余地なく認証しなければならないものである。

　　　本件係争情報は、認証による変更を行った事項である、「変更しようとする事項を示す書類」の（新）（旧）のとおりと、矛盾する内容は含まれていないものである。よって、この決定のこの部分に係る決定は、上述の理由から違法不当である。

　２　反論書における主張

　（１）審査請求人の主張

　　　ア　実施機関の主張する不開示理由

　　　　　実施機関は、令和３年３月31日付弁明書で、原処分（府総第1981号）の不開示理由を次のように述べている。

　　　　　文書２（責任役員会議事録）の議題、議事の経過（以下「本件行政文書①」という。）、文書３（総代会議事録）の議題、議事の経過（以下「本件行政文書②」という。）、文書３（総代会の同意書）の同意内容（以下「本件行政文書③」という。）、文書５（規則変更理由書）の規則変更理由（以下「本件行政文書④」という。）は、いずれも宗教法人に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の活動の自立性その他正当な利益を害すると認められる（以下、「本件非公開事由①」という。）。

　　　　　当該議事録及び同意書等の内容については、法人の管理運営に関する意思決定過程に係る内部管理情報であり、これを公にすることにより、当該法人の運営に何らか関わりを有しない第三者によって、その宗教活動への誹謗中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」（以下、「本件非公開事由②」という。）（弁明書３乃至４頁）。

　　　イ　本件非公開決定は違法である

　　　（ア）条例第８条第１項第１号と情報公開法第５条第２号

　　　　　　条例第８条第１項第１号とこれに対応する情報公開法の条文は第５条第２号イである。条例第７条第２号と情報公開法第５条第２号の規定は以下のとおりである。

　　　　　　条例第８条第１項第１号

　　　　　　法人(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外公開情報」という。)を除く。)

　　　　　　情報公開法第５条第２号

　　　　　　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

条例第８条第１項第１号と情報公開法第５条第２号イの非公開事由に関する条文の規定はほとんど同じである。したがって、情報公開法の解釈が条例にも妥当する。

　　　　　　なお、条例と情報公開法の文言が異なるため、解釈が異なる点については後述する。

　　　（イ）条例第８条第１項第１号の趣旨について

　　　　　　条例第８条第１項第１号は、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報を保護している。

　　　（ウ）本件行政文書の一部は既に別件情報公開請求にて公開されている

　　　　　　本件行政文書のうち、責任役員会議事録の議題、議事の経過、総代会議事録の議題、議事の経過、○○市情報公開条例に基づく○○市長に対する別件情報公開請求において、部分公開決定がなされており、既に公開されている（甲１　添付省略）。

　　　　　　また、Ａの本山であるＢが納骨堂の許可申請をした際の申請書一式を情報公開請求した際、申請書一式に責任役員会議事録および総代会議事録が部分公開され、これらの議事録の議題、議事の経過は公開された（甲２　添付省略）。

　　　（エ）実施機関は本件各行政文書における非公開事由について主張立証できていない

　　　　　ａ　実施機関は、本件行政文書①ないし⑤の行政文書のうち、審査請求人が公開を主張する部分は内部管理情報であり、その部分を公開すると、Ａの自立性その他正当な利益および宗教法人としての意思形成の自由を害すると主張するが、その主張内容は極めて抽象的である。

　　　　　ｂ　この点について、情報公開法第５条第２号イは「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定するところ、「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、単に当該情報が他人に知られたくないというだけでは足りず、当該法人等の公正な競争関係における地位を害するおそれがあると客観的に認められるものでなければならない（現代行政法講座Ⅳ自治体訴訟・情報公開訴訟288頁・日本評論社・野田崇執筆部分）。

　　　　　　　これに対して、条例第８条第１項第１号は、情報公開法と異なり、「その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定しており、利益の侵害について、情報公開法の「おそれ」よりも、条例の文言上、より客観的な利益侵害の発生を要求している。

　　　　　　　したがって、条例第８条第１項第１号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」の要件を満たすためには、客観的な利益侵害発生の蓋然性ではなく、客観的な利益侵害がなければならない。

　　　　　ｃ　仮に、条例第８条第１項第１号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」の判断について、利益侵害の蓋然性について考慮することができたとしても、条例と情報公開法との文言の違いを重視すべきであるから、利益侵害に関する客観的な蓋然性のみならず、具体的な蓋然性についても必要である。

　　　　　ｄ　本件における実施機関が主張するＡの利益侵害は全て蓋然性に関するものであり、条例第８条第１項第１号の要件を満たさない。

　　　　　　　また、条例第８条第１項第１号において、利益侵害の蓋然性について考慮することができたとしても、実施機関が主張する理由は、本件各行政文書の非開示部分が内部管理情報というだけであり、活動の自立性およびＡの正当な利益を害する具体的かつ客観的な蓋然性については何ら主張立証していない。

　　　　　　　とりわけ、本件非公開事由②に関しては、宗教活動への誹謗中傷等について、何ら客観的かつ具体的な蓋然性について主張立証していない。このような極めて抽象的な実施機関の主張を前提にすると、およそ宗教法人が宗教活動を行い、そのことを公開すれば、宗教活動への誹謗中傷等がなされることとなり、宗教法人に関する全ての行政文書が公開されないこととなると言っても過言ではない。

　　　　　ｅ　以上から、実施機関は本件各行政文書における非公開事由について主張立証できていない。

　　　（オ）本件非公開事由①に該当しない

　　　　　ａ　本件行政文書①および②は、既に別件の情報公開請求で公開され、また他の寺院のものではあるが、本件行政文書①および②と同種の行政文書は公開されている。○○市長は、本件行政文書①および②の非公開部分を公開したとしても、ＡおよびＢの自立性や信教の自由その他正当な利益を侵害しないと判断したからであり、実際にこれらの行政文書を公開したからといって、ＡおよびＢに実施機関が主張するような支障は何ら発生していない。したがって、本件行政文書①の議題、議事の経過に記載されている内容を公開したとしても、Ａの活動の自立性その他正当な利益を害することはない。

　　　　　ｂ　本件行政文書③のうち、Ａの事務所所在地は、登記簿謄本および審査請求書別添５の資料（変更しようとする事項を示す書類）から明らかである。したがって、Ａの事務所所在地を公開したとしても、Ａの活動の自立性その他正当な利益を害することはない。

　　　　　　　また、本件行政文書③のうち、同意内容については、本件行政文書①および②の議題、議事の経過に記載されている内容と同内容であることが強く窺われる。そうすると、本件行政文書①および②の議題、議事の経過に記載されている内容が公開されれば、本件行政文書③の同意内容を公開したとしても、Ａの活動の自立性その他正当な利益を害することはない。

　　　　　ｃ　本件行政文書④の規則変更の理由は、本件行政文書①および②の議題ないし議事内容、本件行政文書③の同意内容を受けて規則変更がなされている。そうすると、本件行政文書①および②の議題、議事の経過に記載されている内容ないし本件行政文書③の同意内容が公開されれば、本件行政文書④の規則変更の理由を公開したとしても、Ａの活動の自立性その他正当な利益を害することはない。

　　　　　ｄ　以上から、本件非公開事由①に関する実施機関の主張に理由はない。

　　　（カ）本件非公開事由②に該当しない

　　　　　ａ　本件行政文書①および②は、既に別件の情報公開請求で公開され、また他の寺院のものではあるが、本件行政文書①および②と同種の行政文書は公開されている。○○市長は、本件行政文書①および②の非公開部分を公開したとしても、ＡおよびＢの自立性や信教の自由その他正当な利益を侵害しないと判断したからであり、実際にこれらの行政文書を公開したからといって、ＡおよびＢに実施機関が主張するような支障は何ら発生していない。したがって、本件行政文書①の議題、議事の経過に記載されている内容を公開したとしても、Ａの信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれはない。

　　　　　ｂ　本件行政文書③のうち、Ａの事務所所在地は、登記簿謄本および審査請求書別添５の資料（変更しようとする事項を示す書類）から明らかである。したがって、Ａの事務所所在地を公開したとしても、Ａの運営に何らか関わりを有しない第三者によって、その宗教活動への誹謗中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれはない。

　　　　　　　また、本件行政文書③のうち、同意内容については、本件行政文書①および②の議題、議事の経過に記載されている内容と同内容であることが強く窺われる。そうすると、本件行政文書①および②の議題、議事の経過に記載されている内容が公開されれば、本件行政文書③の同意内容を公開したとしても、Ａの信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれはない。

　　　　　ｃ　以上から、本件非公開事由②に関する実施機関の主張に理由はない。

　（２）弁明書への反論

　　　ア　はじめに

　　　　　上記のとおり、実施機関は「当該議事録及び同意書等の内容については、法人の管理運営に関する意思決定過程に係る内部管理情報であり、これを公にすることにより、当該法人の運営に何らか関わりを有しない第三者によって、その宗教活動への誹謗中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」と主張する。

　　　　　しかし、上記実施機関の主張は的を射ていない。以下、詳述する。

　　　イ　「その宗教活動への誹謗中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれ」があるとはいえない

　　　　　Ａは、○○市に事務所を置く法人であったが、宗教法人規則を変更して、従たる事務所を○○市○○○○に置くこととした。この住所地は、Ａと何らかかわりがなかった。

　　　　　審査請求人の住所は、○○市○○○○であり、この住所は上記従たる事務所の正面に位置し、双方の距離は10メートル以内である。

　　　　　審査請求人が原処分の前提となった情報公開を請求したのは、突如として自宅至近の位置に従たる事務所を変更したＡについて、事務所変更の経過を知りたい、という正当な理由があったからである。

　　　　　したがって、当該情報が公開されたからといって、「その宗教活動への誹謗中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれ」があるとはいえない。

　　　ウ　「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とはいえない

　　　　　そもそも、本件で侵害されるＡの権利など、想定できない。

　　　　　また、実施機関は、Ａの競争上の地位が害されると主張するが、競争相手も含めて、具体的な害に全く言及していない。

　　　　　したがって、信教の自由を理由とする実施機関の不開示は、条例第９条第１号の要件を満たさず、違法である。

　３　口頭意見陳述及び意見陳述書における主張

　　　Ａの規則変更認証申請について、「変更しようとする事項を示す書類」に記載されている事項（新旧対照表）は、その添付書類等により認証を行うための事実を確認できない。事実と異なることを公に認証することにより、「違法な若しくは著しく不当な事業活動」を形成する端緒となっており、同法人はこの認証を利用して事業活動を行っている。

　　　第一に、「従たる事務所を○○市○○○○に置く」としているが、住居表示は建物の出入り口に付番し実施される（○○市住居表示実施基準に記述）。したがって、建築物のない更地には実施されない。ところが、当該認証申請は○○年○月○日に行われており、この時点で更地であった。また、○○年○月○日の大阪府の現地調査の写真にあるプレハブ小屋が設置されたのが○月○日であったことを確認している（当方確認済み）。また、同現地調査時の看板に同じ住居表示が記載され掲示されている（府総第1494号　令和元年８月26日付部分公開決定通知書　別添１　添付省略）。

　　　これは、同法人が更地に建物を建築し宗教法人としての本来活動を行った後に初めて得ることが可能な認証を早期に得たいためにした虚偽の行為を行ったものである。このことは、○○市より当該地区への住居表示実施状況により実施の実績がないことにより裏付けされている（○○第555号　令和２年３月18日付不存在による非公開決定通知書　別添２　添付省略）。更地で、住所もない、一見すれば別院としての実態が全く存在しないことは容易に判断される。公告もせず、基本財産の変更手続きも一切行われていない。当該寺院規則に反した手続きで別院の変更申請がなされていることは明白である。国が指示する「法定受託事務の処理基準」に反して別院の認証を行った行為は「ナゾ」というほかない（別添３　添付省略）。

　　　加えて、当該プレハブは違法建築であったため、建築基準法第６条、同99条に基づき行政指導が行われ撤去されている。申請そのものが違法建築に基づくものであった（○○951号　平成30年２月27日付　○○市行政手続条例第○条に基づく届け出の対応結果について　○○106号　平成30年５月16日付　○○市行政手続条例第○条に基づく届け出の対応結果について　別添４　添付省略）。

　　　このような虚偽の申請の動機は、当該土地の地目を宅地から境内地に変更することにより、固定資産税等の課税を免れる目的で、そして何よりも、次に述べる○○市から納骨堂経営許可を得る目的で行われている。

　　　第二に、同宗教法人の意思決定機関である責任役員会議で決定された内容が、「別院建立」か「別院納骨堂を建立」かという事項である。

　　　「変更事項」には納骨堂の建立を示唆するものは記載されていない。ところが、現地調査の写真（現地調査写真　別添５　添付省略）には「宗教法人Ａ　○○別院・納骨堂」の文字があり、変更申請の添付書類にも「Ａ納骨堂新築工事」と表記されている図面が提出されている。また、○○年○月○日の午前10時からの現地調査には○○市保健所の納骨堂許可担当者の職員２名が同行し、現地で互いに協議を行っている（○○市保健所相談処理簿　別添６　添付省略）。単なる別院の建立を目的とするなら○○市保健所の納骨堂経営許可担当者を同行する必要はない。宗教法人法第２条に示される本来活動である別院建立か、同法第６条の事業認証の必要な納骨堂の建立かは、当該法人にとってはもちろん、利用者、周辺住民を含む人々にとって重大な問題である。認証の有無や事柄により社会的に許される法律行為の内容が異なってくるからにほかならない。

　　　ところで、当該認証行為は従たる事務所設置の認証をしたものであるが、その時点で納骨堂経営計画を認識しながら、従たる事務所設置の認証を行っているものと言える。納骨堂の事業認証が同時に行われる必要があり、それを確実にしなければ、当該申請は受理しないのが処分庁としての正しい対応である。そうでなければ、違法に納骨堂経営事業がなされるからである（宗教法人法第２条・第６条参照）。

　　　第三に、申請法人についての認証申請と添付書類、義務付けられている「備付け書類」等の情報から、同法人が規則に定められている事項や法的に定められた事項を履行していない法人であることが容易にわかることである。これらの情報は、当該申請時に府が保有する当該法人に関する情報に含まれている。

　　　当該申請の受理に当たり、これらの是正を指導するのが府の業務であると考える。

　　　例えば当該法人は、○○市において霊園事業を行っている。事業を行う場合は一般収支と区分して特別会計を作成する必要があり、それは備付け書類として府への報告が必要である。また、○○別院の土地を○○年○月に○○氏から購入しているが、○○氏が経営する会社を債務者とする○○円の根抵当がこの際に解除されている。これは、当該法人が売買にこの金額を収入として得ており支出したことを示している。８千万以上の収支があり一般会計を含め備付け書類として作成しなければならない。ところが平成27年から平成30年の各年度も報告がされていない（「事務所備付け書類の写しの提出について」　別添７　添付省略）。さらに、これらの基本財産の処分や規則変更のため法律に実施するべきものとして定めのある公告を行った形跡がないのである（府総第1223-4号　令和３年５月24日付　不存在による非公開決定通知書　別添８　添付省略）。そして、当該寺院規則で禁止されている相反行為を繰り返し行っている。行政指導だけでなく過料を科すなどの行政処分の対象となる法人である。こうした対応を処分庁が実施したのちに、是正が確認されなければ、変更の受付はできないはずである。

　　　その後、○○年○月○日に別院の認証がされたため、○○市に○○年○月納骨堂の経営許可が申請され、○月に許可されるという経過をたどった。このため、公告認証を行っていない違法な納骨堂経営がなされて今日に至っている。そしてこのために同法人は、法人税等の課税も免れる状態にある。

　　　第四に、当該施設の現時点の事業状況を報告する。

　　　当該施設は「○○」という看板を施設に掲げ、納骨堂やお墓を運営することができない営利法人により運営されている。この法人の謄本上の事業目的は霊園経営となっている。Ａと当該事業法人との関係は不明であるが、「○○」というキャッチフレーズで墓地（墳墓）の販売を行っている。コマーシャルによく出る「墓じまい」「永代供養」を行うとして、一定期間経過すると「遺骨を返さない」ことを使用者との間で契約するなど、納骨堂だけではなく許可を有しないお墓の経営を行っている。墓地の許可を得ずにお墓の無許可営業を行えば、墓地埋葬法違反だけでなく刑事事件にもなる可能性がある（株式会社○○　謄本　別添９　　添付省略）。

　　　最後に、○○市に提出されている当該納骨堂経営許可申請において、○○年○月○日の10時０分から11時10分まで開催された同寺院責任役員会議事録が、内容が異なる２種類のものが添付されている。これについては、いずれも○○市は公開している。大阪府の提出のものは非公開になっているが、これを公開することにより市への納骨堂経営許可申請に虚偽が含まれるかどうか確認できるものと思う（責任役員会議事録３種類参照　いずれも相反行為を行っている。）。

４　主張書面による主張

　　大阪地裁判決（平成15年８月８日判決）は、情報公開法と情報公開条例の文言の差異から、法人情報の「おそれ」の解釈について、「公開することにより現実に不利益を与える蓋然性ないし危険性が具体的に認められることを必要とし、これを理由に非公開とするには、相当強い蓋然性の根拠を要するものと解するのが相当である。」と判断した。

　　条例第８条第１項第１号は、情報公開法と異なり、「その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定しており、利益の侵害について、情報公開法の「おそれ」よりも、条例の文言上、より客観的な利益侵害の発生を要求している（令和３年５月14日付け「反論書」４～５頁、なお、下線については、審査請求人代理人が付したものである。）。

　　大阪地裁判決の判断を前提とすると、条例第８条第１項第１号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」の解釈は、情報公開法第５条第２号イの解釈よりも厳しくなるはずであるから、条例第８条第１項第１号の要件を満たすためには、客観的な利益侵害発生の蓋然性ではなく、客観的な利益侵害または相当強い蓋然性が必要となる。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

　（１）弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

　　　ア　宗教法人から所轄庁に提出された書類の取扱いについて

　　　　　宗教法人が規則を変更しようとするときは、宗教法人法（以下「法」という。）第26条及び第27条の規定により、手続きに必要な書類を添えて所轄庁に申請し、認証を受けなければならないとされている。

　　　　　申請に際して提出された書類については、その後、所轄庁である実施機関において行政文書として管理し、情報公開を求められた場合、条例に基づき、原則公開しているが、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報や、個人のプライバシーに関する情報であって、一般に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報については、非公開としている（条例第８条第１項第１号及び第９条第１号）。

　　　　　また、宗教法人の認証事務は、法定受託事務であるため、国から発出された「宗教法人に関する行政文書の開示請求について（平成14年７月４日付け各都道府県宗教法人事務担当課宛て　文化庁文化部宗務課事務連絡）」において、宗教法人から提出された認証申請書、添付資料の取扱いが記載されており、各都道府県もこれに基づいて対応している。これによると、「宗教法人が所轄庁に提出する書類は一般的に公にされていない書類であることから、公にされると、特定の個人を識別できる情報が開示され、また憲法で保障された信教の自由に基づく当該法人の権利を害するおそれがあるため、登記事項等の公知の事項を除き、不開示とする必要がある。」とされている。

　　　　　加えて、平成16年２月19日付け15庁文第340号で発出された文化庁次長通知「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」においても、「情報公開条例等に基づき法第25条第４項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第３項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第５項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

なお、法第25条第４項に規定されている書類の中には、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類が含まれている。

実施機関としては、こうした国からの通知等も踏まえ、宗教法人から提出された書類を公開することにより、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しながら対応している。

　　　イ　不開示の理由について

審査請求人から情報公開請求のあった「宗教法人Ａ（○○市○○○○）に係る法人設立認証申請書類一式、規則変更認証申請書類一式及び平成10年から令和２年分の事務所備付け書類の写し一式」のうち、審査請求の対象である「宗教法人規則変更認証申請書類一式（○○年○月○日認証分）」は、○○年○月○日付で大阪府知事あてに提出されたものであり、実施機関が管理する行政文書の一覧は、以下のとおりである。（当該申請は、所轄庁における審査を経て、○○年○月○日付で認証済み。）

|  |  |
| --- | --- |
| 【文書１】 | 宗教法人規則変更認証申請 |
| 【文書２】 | 責任役員会議事録（写し） |
| 【文書３】 | その他機関〔総代会、総会等〕の同意書等（写し） |
| 【文書４】 | 包括宗教団体の承認書（写し） |
| 【文書５】 | 規則変更理由書 |
| 【文書６】 | 現行規則（写し） |
| 【文書７】 | 印鑑証明書 |
| 【文書８】 | 参考資料 |

　　　　　これらの行政文書について、条例に基づき、公開・非公開の検討を行い、条例第13条第１項の規定により部分公開決定（令和２年12月17日付け府総第1981号）を行ったが、その理由ごとの非公開とした部分は、以下のとおりである。

なお、審査請求人は、審査請求書の趣旨の中で「①宗教法人「Ａ」責任役員会議事録４議題５議事の経過の部分 ②宗教法人「Ａ」総代会議事録４議題５議事の経過の部分③宗教法人「Ａ」総代会の同意書の事務所の所在地の赤い線で囲った部分 ④規則変更理由書の赤い線で囲った部分」の非公開とした部分開示に係る決定の取り消しを求めていることから、該当する部分についてのみ、その理由を述べる。

条例第８条第１項第１号の該当性について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当文書 | 非公開とした部分 |
| 文書２ | 責任役員会議事録 | 議題、議事の経過 |
| 文書３ | 総代会議事録 | 議題、議事の経過 |
| 総代会の同意書 | 同意内容 |
| 文書５ | 規則変更理由書 | 規則変更理由 |

上表の非公開部分については、以下に述べるとおり、いずれも宗教法人に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の活動の自立性その他正当な利益を害すると認められる。

当該議事録及び同意書等の内容については、法人の管理運営に関する意思決定過程にかかる内部管理情報であり、これを公にすることにより、当該法人の運営に何ら関わりを有しない第三者によって、その宗教活動への誹謗、中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

このため、条例第８条第１項第１号に該当するものとして、非公開の決定を行ったものであり、その決定に何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

諮問実施機関は、本件係争情報について、条例第８条第１項第１号の規定に該当すると主張しているので、条例第８条第１項第１号該当性に関して以下検討する。

（１）条例第８条第１項第１号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである（条例の解釈運用基準第８条第１項第１号参照）。

　　　また、審査請求人は、条例第８条第１項第１号は、情報公開法と異なり、「その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定しており、利益の侵害について、情報公開法の「おそれ」よりも、条例の文言上、より客観的な利益侵害の発生を要求しているから、同号の要件を満たすためには、客観的な利益侵害発生の蓋然性ではなく、客観的な利益侵害または相当強い蓋然性が必要となる旨主張する。

この点、情報公開法は、地方自治体の情報公開条例の解釈に影響を及ぼすものではなく、かつ、実施機関は、条例の解釈に則って公開・非公開の判断を行うものであるから、情報公開法との比較に基づく上記主張には理由がない。

（２）条例第８条第１項第１号該当性について

本件係争情報１から本件係争情報４までは、いずれも宗教法人に関する情報であり、（１）アに該当する。以下、本件係争情報が（１）イの要件に該当するかについて検討する。

ア　本件係争情報１及び本件係争情報２について

実施機関は、本件係争情報１及び本件係争情報２については、法人の管理運営に関する意思決定過程に係る内部管理情報であり、これを公にすることにより、当該法人の運営に何ら関わりを有しない第三者によって、宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第８条第１項第１号に該当すると主張する。

　　　　　条例第８条第１項第１号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、上記のとおり、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうと解される。

本件係争情報１は、宗教法人「Ａ」責任役員会の議事録、本件係争情報２は宗教法人「Ａ」総代会の議事録の内容であり、これらの法人の意思決定機関における意思決定に関する部分を開示すれば、団体の自治に対する不当な干渉となるおそれがあり、当該法人の正当な利益を害すると認められる。

したがって、本件係争情報１及び本件係争情報２は、（１）イに該当し、実施機関がこれらを非公開としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、本件係争情報は、大阪府の認証による変更を行った事項として、全部公開されている「変更しようとする事項を示す書類」に記載された規則変更事項の（新）及び（旧）のとおりと、矛盾する内容は含まれていないから、非公開とすることは違法不当であると主張する。

この点、仮に法人の総代会等における議事録の内容に応じて、公開の是非を決定することとすれば、情報公開請求に対する公開・非公開の決定により、総代会等における議論の内容を探索的に知ることができることとなる。このことは、団体の自治に対する不当な干渉となるおそれがあるため、審査請求人の主張は採用できない。

イ　本件係争情報３について

　　　　　本件係争情報３は、宗教法人「Ａ」総代会の同意書に記載された同意内容である。

本件行政文書には、これと同一の文書が事務所備付え書類の提出に係る添付文書とされているが、当該文書において、本件係争情報３は既に審査請求人に公開されていることから、当該法人の正当な利益を害すると認められるものとはいえない。

　　　　　よって、本件係争情報３は（１）イに該当せず、実施機関はこれを公開することが妥当である。

ウ　本件係争情報４について

本件係争情報４は、規則変更理由書に記載された宗教法人「Ａ」規則を改正する理由である。当該情報は、法人の決定に係る重要事項であり、これを公開すれば、団体の自治に対する不当な干渉となるおそれがあり、当該法人の正当な利益を害すると認められる。

したがって、本件係争情報４は（１）イに該当し、実施機関がこれを非公開としたことは妥当である。

　３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、宗教法人「Ａ」の規則変更認証申請は、認証を行うための事実を確認できないものであり、この認証を利用して違法な若しくは著しく不当な事業活動を行っている等、縷々主張しているが、いずれも本件における当審査会の判断を左右するものではない。

４　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子、井上　理砂子、春名　麻季、正木　宏長